



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） 1
- 渔業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 1
- 県道の供用の開始（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） 2
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 2
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立総合教育センター） 3
- 公安委員会事項**
- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 3
- 正 誤**
- 平成26年5月20日付け公報定期第4249号中訂正 5

告 示

沖縄県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市大里南土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成27年5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
波平一男	糸満市字照屋185番地の2
上原宜恭	糸満市字大里76番地
上原正吉	糸満市字大里85番地
山城徳光	糸満市字大里141番地
上原英正	糸満市字大里272番地の2
沢嶋亀誠	糸満市字照屋35番地
赤嶺清	糸満市字照屋122番地
前川良孝	糸満市字照屋763番地の12

沖縄県告示第334号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108

条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
石川加入区	主としてまぐろ一本釣漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主とてまぐろ一本釣漁業）	うるま市石川赤崎一丁目10番9号シーサイドヒルズ3-A号 伊波英明 うるま市石川一丁目48番57号 伊波亮司

沖縄県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成27年5月26日から同年6月8日まで一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 糸満与那原線
- 2 供用開始の区間 糸満市字照屋807番から糸満市字照屋1193番4まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月26日

沖縄県告示第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、読谷村大木土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村字大木、字伊良皆及び字楚辺のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年5月26日から同年10月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年7月17日まで縦覧に供する。

平成27年5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年5月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まじゅんの会
- 3 代表者の氏名 前本良人
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市宜野湾一丁目1番13号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「一緒に笑って心を繋ぐ人脈ネット」を理念に、地域活性化の推進を図る活動を行うため高齢者、中高年、障がい者、若年層等を対象に「IT研修」「コミュニケーション研修」「独立・起業の勉強会」という3つの事業を行い、パソコン関連の講座、人材育成関連の講座等の開催を行い、地域活性化の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・5・沖16号中の町2号線及び3・4・沖15号上地線
 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 第二地区土地区画整理事業
 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年5月26日

沖縄県立総合教育センター所長 座 安 純 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子計算機器の賃貸借 一式
 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄市与儀三丁目11番1号
 3 落札者を決定した日 平成27年3月25日
 4 落札者の名称及び所在地 株式会社プロスタッフ 宜野湾市真志喜二丁目28番21号
 5 落札金額 60,912,000円
 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 7 入札の公告を行った日 平成27年2月13日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第61号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成27年5月26日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
施設警備業務	1級	10人	平成27年8月28日（金曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- 3 試験科目

- (1) 1級の検定に係る科目
 ア 学科試験科目
 (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 (イ) 法令に関すること。
 (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
 (エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成27年6月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあっては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。
郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活企画課

電話番号（098）862-0110（内線3032—3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

正 誤

平成26年5月20日付け公報定期第4249号登載の「特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
8	下から12	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--